米国の国際課税改革からの離脱
－報復税は撤回されたが根本的問題は未解決－

板津　直孝

▌要　約▐

1. ドナルド・トランプ大統領は2025年7月、減税・歳出法案に署名し、同法案が成立した。同法案には内国歳入法第 899 条「不公正な外国税に対する救済措置の執行」が含まれていたが、成立直前に撤回された。同条は、経済協力開発機構（OECD）による一定のグローバル・ミニマム課税を推進する国の投資家に、高税率の報復税を課すことを意図しており、対米投資へ大きな影響を及ぼす可能性が指摘されていた。
2. グローバル・ミニマム課税は、各国ごとに国際最低税率15%以上の課税を確保するものである。米国は多国籍企業による国外への利益移転が最も進む国であることから、ジョー・バイデン前政権は同課税を含む国際課税改革に国際合意した。ところがトランプ政権下で同枠組みから離脱したため、第 899 条が代替財源のひとつと位置付けられた。米国議会調査局（CRS）は、同条が撤回されなかった場合、日本は報復税の影響を大きく受けたと分析している。分析時点の米国における外国直接投資（FDI）残高は、日本が最大であった。
3. 2025 年 5 月に開催された G7 財務大臣・中央銀行総裁会議（G7）では、グローバル・ミニマム課税に関する声明が発出された。米国は同枠組みから離脱するものの、グローバル・ミニマム課税の枠組みの参加国が得た重要な成果は、将来にわたり維持されるとした。
4. OECD による国際課税改革の参加国は、主要な新興国・途上国も含まれ、2024 年 5 月現在、147 の国及び地域に拡大している。グローバル・ミニマム課税は、既に多くの国及び地域において導入に向けた国内法の整備が進展しており、アメリカ・ファーストの影響に一定の歯止めをかけることになるのか注目される。

野村資本市場研究所　関連論文等

・板津直孝「デジタル経済の進展に伴う歴史的な国際課税改革－デジタル課税と最低法人税率導入の国際合意－」『野村資本市場クォータリー』2025年冬号。

Ⅰ 国際課税改革に影を落としたアメリカ・ファースト

ドナルド・トランプ大統領は 2025 年 7 月、減税・歳出法案（OBBBA 案）に署名し、同法案が成立した[1]。同法案には、内国歳入法第 899 条「不公正な外国税に対する救済措置の執行」が減税・歳出の財源として含まれていたが、成立直前に撤回された[2]。

第 899 条は、経済協力開発機構（OECD）による一定の国際課税改革を推進する国の投資家に対して、二国間租税条約にかかわらず高税率の報復税を課すことを意図していた。報復対象となる国の多くは米国の同盟国であり、日本も含まれていた。適用対象となる多国籍企業グループは、米国事業や対米投資を含む多様なクロスボーダー取引に、重大かつ潜在的に否定的な影響を受けることになる。外国人投資家の第 899 条による米国離れによっては、米国の金融資本市場に大きな影響を及ぼす可能性も指摘されていた。米国の投資会社協会（ICI）は 2025 年 6 月、外国人投資家は第 899 条の影響を回避するために米国株式から急速に撤退する可能性が高く、これにより米国からの資本流出が生じるとして、上院財政委員会委員長に書簡を送った[3]。

報復税の立案は、トランプ大統領が 2025 年 1 月の就任直後に、ジョー・バイデン前政権下で国際合意された国際課税改革から離脱する大統領令に署名したことに起因する[4]。第 899 条は、大統領令による国際課税改革からの離脱に留まらず、離脱せずに国際課税改革を推進し続ける多くの国に対して報復税を課すものであった。トランプ大統領が賛同しない国際課税改革とは、OECD による「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting、以下、BEPS）」2.0 を指す。

BEPS は、多国籍企業が利益を海外に移すことで納税額を大幅に削減し、場合によってはほぼゼロにする活動を指す。こうした企業行動は政府の歳入喪失をもたらす。グローバル化とデジタル化の進展に伴い多国籍企業による国境を越えた取引が活発になるに従い、1 世紀以上前に設計された現行の国際課税制度のもとでは、国際取引に関係する国家間の公平な課税権の配分が困難になっている。BEPS 2.0 は OECD が推進する BEPS 対応の中でも、歴史的な国際課税改革として位置付けられている。BEPS 2.0 は経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応するものであり、デジタルサービス税を国際的な枠組みとした「第 1 の柱：市場国への新たな課税権の配分」と、国際最低法人税率の導入を図る「第 2 の柱：グローバル・ミニマム課税」の 2 本の柱からなる[5]。

---

1 Congress.Gov, “H.R.1 - One Big Beautiful Bill Act,” May 21, 2025.

2 Senate Committee on Finance, “Chairman Crapo and Chairman Smith Applaud Trump Administration for International Tax Agreement Protecting American Workers and Businesses,” June 26, 2025.

3 “Collateral damage: Fund managers lobby Congress over Section 899 to avert foreign investors leaving the U.S.,” *CNBC*, June10, 2025.

4 The White House, “The Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) Global Tax Deal (Global Tax Deal),” January 20, 2025.

5 OECD, “Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy,” October 8, 2021.

OECD は 2016 年 6 月、20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議（G20）の支持に基づき、BEPS 2.0 を実施に移すための「OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS）」を立ち上げた。BEPS 2.0 に関する国際課税改革の参加国は、OECD/G20 の枠を超えて主要な新興国・途上国も含まれ、2024 年 5 月現在、147 の国及び地域に拡大している[6]。G20 は 2024 年 7 月、米国を含む参加国がグローバルな枠組みの下で国際課税改革に合意したことを受け、より公正で安定的かつ効率的な BEPS 2.0 の迅速な実施へのコミットメントを表明した[7]。しかし、米国は G20 によるコミットメントの表明直後に OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みから離脱し、国際的に大きな波紋を呼んだ。米国の急激な政策転換は、2025 年 1 月に就任したトランプ大統領が前政権の政策を撤回したことに起因する。

本稿では、米国の前政権下で国際課税改革が推進された背景を踏まえ、対米投資への影響が懸念された報復税案について概説するとともに、多くの国及び地域が参加するグローバル・ミニマム課税に関する今後の方向性について考察する。

Ⅱ 米国のバイデン前政権下で国際課税改革を推進した背景

1．米国における BEPS による財政的影響の深刻度

バイデン前政権が国際課税改革を推進した背景には、米国の多国籍企業による BEPS が米国の財政に大きな影響を及ぼしていることがある。

欧州連合（EU）が 2021 年に創設した研究機関である EU Tax Observatory は、OECD による 2017 年度の国別データに基づき、多国籍企業による BEPS の現状を定量化するために、多国籍企業グループの親会社が所在する国ごとに、国際最低税率を 15%と仮定した場合の法人税の年間増加額を試算した（図表 1）。

図表 1　国際最低税率を 15%と仮定した場合の発生源別法人税増加額

（単位：億ユーロ）

	増加額合計	親会社所在国	タックスヘイブン以外	タックスヘイブン
米国	570	0	82	488
カナダ	244	154	80	10
シンガポール	243	122	1	120
ベルギー	212	13	186	13
ドイツ	131	72	22	37

（出所）EU Tax Observatory, “Revenue Effects of the Global Minimum Tax,” October 2021 より野村資本市場研究作成

6　OECD, “Members of the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS,” May 28, 2024.
7　Ministry of Finance Japan, “G20 Finance Ministers and Central Bank Governors Meeting, Communiqué,” July 26, 2024.

同試算によると、米国に親会社が所在する多国籍企業グループは、法人税負担が年間570 億ユーロ増加すると見込まれている。同増加額は国別で米国が最も多く、所得に対する租税が存在しないタックスヘイブン（租税回避地）に所在する外国子会社等の影響が大きい。同試算は、米国の多国籍企業による BEPS が大規模に行われていることを示した。

2016 年 1 月に米国議会租税合同委員会へ提出された「米国多国籍企業の利益移転」によると、2010 年には既に、米国多国籍企業の国外所得の 17%が、バミューダ及びケイマン諸島に設立された外国関係会社に帰属していた[8]。米国多国籍企業はタックスヘイブンに関係会社を設立し、米国の親会社等が開発保有していた知的財産権等の無形資産を国外へ移転する事例が増え、知的財産権等の開発による価値創造の場であった米国から、無形資産とともに無形資産から発生する企業所得が米国からタックスヘイブンへ移転していった。

2．第 1 次トランプ政権による法人税率の大幅な引き下げ

多国籍企業による利益移転が加速する米国において、2018 年の第 1 次トランプ政権は、トランプ減税を公約に掲げ、法人税率を大幅に引き下げた（図表 2）。1986 年のレーガン政権以来となる大型の税制改革により、米国の税収基盤は弱体化していった。

図表 2　米国及び諸外国における法人実効税率の推移

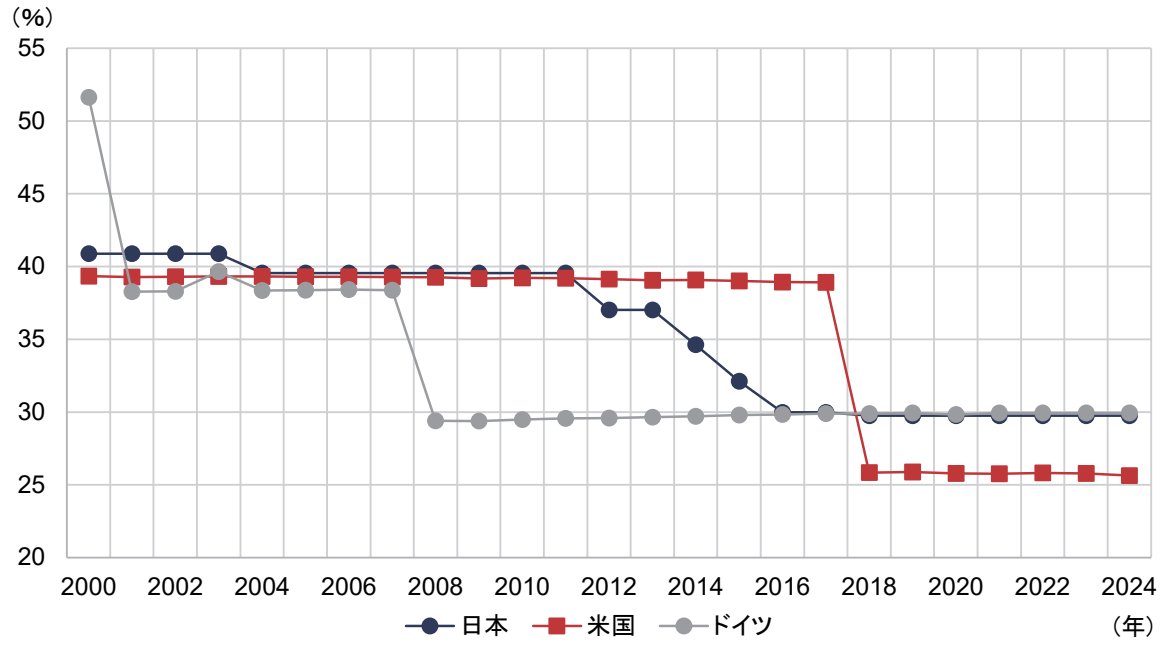

（注）　税率は、OECD による合計法人税率（Combined Corporate Income Tax Rate）。
（出所）OECD, “Corporate Income Tax Statutory and Targeted Small Business Rates” July 11, 2024 より野村資本市場研究所作成

[8] Journal of Public Economics, “Profit Shifting of U.S. Multinationals,” January 2016.

３．米国のイエレン前財務長官による国際課税改革外交

バイデン前政権下でジャネット・イエレン前財務長官は、米国は自滅的な国際的租税競争に参加し、自国の法人税率を引き下げたが、国際的な法人税引下げ競争に勝った国はないとして、2018 年のトランプ政権下において法人税率を大幅に引き下げたことを痛烈に批判した。

その上で、OECD 加盟国を含む 130 の国及び地域が 2021 年 7 月、共通の法人税の国際最低税率を 15%以上とすることで暫定合意したことに対して、「今日は経済外交にとって歴史的な日」だと述べた[9]。

イエレン前財務長官は、グローバル・ミニマム課税について合意を達成することが最優先事項であり、これにより法人税の引き下げ競争が止まり、利益を上げている企業が公正な税負担を果たし、各国政府が人々や経済に投資するための資源を確保することにもつながるとして、合意への参加を保留していたエストニアの財務大臣を説得した経緯がある[10]。

しかし米国では、グローバル・ミニマム課税に関する国内法整備が道半ばの状態で政権交代を迎え、トランプ大統領による BEPS 2.0 の枠組みからの離脱に至った。

Ⅲ 撤回された内国歳入法第 899 条における報復税の概要

１．報復税の対象とされたグローバル・ミニマム課税

上院財政委員会による減税・歳出修正法案に基づくと、第 899 条による報復税は、軽課税所得ルール（UTPR）の導入国のみに限定して適用されるものだった[11]。UTPR は、BEPS 2.0 の第 2 の柱であるグローバル・ミニマム課税を形成する（図表 3）。

図表 3　グローバル・ミニマム課税の構成

GloBE ルール		QDMTT	STTR
IIR	UTPR		
外国子会社等の税負担が国際最低税率（15%）に至るまで、親会社の所在地国で課税	親会社や関連企業の税負担が国際最低税率（15%）に至るまで、外国子会社等の所在地国で課税	自国に所在する事業体の税負担が国際最低税率（15%）に至るまで課税	利子・使用料等の税負担が国際最低税率（9%）を下回る場合、支払側の所在地国で源泉徴収

（注）　GloBE ルール：グローバル税源浸食防止モデルルール、IIR：所得合算ルール、UTPR：軽課税所得ルール、QDMTT：国内ミニマム課税、STTR：租税条約の特典否認ルール。

（出所）OECD, “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two),” December 20, 2021, 各種資料より野村資本市場研究所作成

9 “Global tax overhaul backed by 130 countries,” *BBC,* July 2, 2021,

10 U.S. Department of the Treasury, “READOUT: Secretary of the Treasury Janet L. Yellen’s Call with Estonia Finance Minister Keit Pentus-Rosimannus,” October 6, 2021.

11 Senate Committee on Finance, “Title VII - Finance Subtitle A - Tax,” June 16, 2025.

第 2 の柱は原則として、連結財務諸表に基づき、年間連結売上高が 7 億 5 千万ユーロ以上の多国籍企業グループを対象とし、一定の適用除外部分（Substance-Based Carve-Out）を除いた所得について、各国ごとに国際最低税率 15%以上の課税を確保するものである。

第 2 の柱は、所得合算ルール（IIR）、UTPR、国内ミニマム課税（QDMTT）、及び租税条約の特典否認ルール（STTR）から構成される。IIR と UTPR はグローバル税源浸食防止モデルルール（GloBE ルール）を形成し、相互に連動して第 2 の柱の中核をなす。

GloBE ルールの相互連動性の特徴は、国際最低税率を下回る軽課税国に対して、他の国が国際最低税率まで課税できる点にある。親会社の所在地国で IIR に基づく課税が行われない場合、外国子会社等が所在する UTPR の導入国において、国際最低税率まで上乗せ課税（トップアップ課税）が行われる。なお、QDMTT が実施された場合は、IIR と UTPR に基づく課税は行われない。GloBE ルールと QDMTT の適用順序は、①QDMTT、②IIR、③UTPR の順である。

GloBE ルールと QDMTT は各国の国内法の改正によって実施されるが、制度を導入する場合には、国際的に合意された GloBE ルールに基づき改正しなければならない。また、OECD による国際課税改革の参加国は、他の参加国による GloBE ルールの適用を容認することが求められる。

UTPR は、親会社や関連企業の税負担を国際最低税率に至るまで、外国子会社等の所在地国で課税する。OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みから離脱した米国は、UTPR を域外税として報復税の対象とした。報復税の対象となりえた UTPR の国内法の整備が完了している国は、図表 4 のとおりである。

図表 4　UTPR の国内法の整備が完了している国

オーストラリア	**オーストリア**	**ベルギー**	**ブルガリア**	**カナダ**
クロアチア	キプロス	チェコ	デンマーク	フィンランド
フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー	インドネシア
アイルランド	イタリア	日本	リヒテンシュタイン	ルクセンブルク
マルタ	オランダ	ニュージーランド	北マケドニア	ポーランド
ポルトガル	ルーマニア	スロベニア	韓国	スペイン
スウェーデン	タイ	トルコ	英国	

（出所）WTS Global, “Pillar Two - Implementation Status Worldwide” 及び各種資料（2025 年 6 月時点）より野村資本市場研究作成

２．報復税の対象となりえた国の適用対象者と報復税率

米財務長官が別段の定めをしない限り、UTPR 導入国における報復税の適用対象者は、政府、居住者である個人及び法人、私的財団、適用対象者が 50%超を保有する法人、受益権の過半数が適用対象者に保有されている信託、財務長官が指定する支店及びその他の事業体に該当する者を指していた。第 899 条は、財務長官に適用対象者の範囲を決定する権限を与えているため、貿易交渉などで取引材料として用いることも可能とされた。

報復税率は、適用対象者に対して毎年度 5%ずつ引き上げられ、最終的に 15%を上限として引き上げられるとされていた。

報復税により引き上げの対象となる税率は、米国源泉の配当や利息及び使用料等の定期的所得（FDAP 所得）に対する法人税率及び個人所得税率、米国の貿易又は業務に実質的に関連する所得（ECI）に対する法人税率、米国不動産持分のキャピタルゲインに対する個人所得税率などが該当していた。

FDAP 所得は、ECI の申告課税とは別に源泉徴収課税の対象になる。FDAP 所得の源泉徴収税率は 30%であるが、米国と各国が締結する租税条約は、投資所得の種類毎に軽減税率を規定している。二国間租税条約により軽減税率や免税が認められている場合、報復税率の最終的な引き上げ幅は租税条約の税率を基準に計算するとされた。

日米租税条約の場合、FDAP 所得の源泉徴収において適用されたであろう軽減税率と報復税率の上限は、図表 5 のとおりである。

上院財政委員会による減税・歳出修正法案では、法人及び個人のポートフォリオ利子（非居住者又は外国法人に対して支払われる債券の利子、割引債の発行差金、債券を額面金額未満で取得した場合の償還差金など）は、第 899 条の適用から明確に除外されるとされた。同報告書は、同時に、内国歳入法第 892 条 (a) に規定する、米国における特定の投資から得られる外国政府の所得の免税は、報復対象国の政府には適用されないとも明示した。「米国における特定の投資から得られる外国政府の所得」には、外国政府が保有する株式、債券、その他の米国内証券への投資、政府の財政政策又は通貨政策の執行において

図表 5　FDAP 所得の米国源泉徴収税率と第 899 条の報復税率上限

投資所得	区分	日米租税条約	報復税率上限
配当金	持株割合 50%超	免税	15%
	持株割合 10%以上 50%以下	5%	20%
	その他	10%	25%
利子	金融機関等受取利子	免税	15%
	その他	10%	25%
使用料		免税	15%

（出所）財務省「日米租税条約のポイント」より野村資本市場研究所作成

保有される金融商品、及び米国内の銀行に預けられた外国政府所有の資金の利息が含まれる。この文書の解釈などに基づけば、UTPR を導入する国の政府に対して免除が廃止されることで、日本を含む報復対象国の政府が保有する米国債にも第 899 条の影響が及ぶのではないかといった懸念が深まった。

第 899 条の内容が仮に実施されていた場合、トランプ大統領の二転三転する通商政策や米国の財政悪化によって、既に揺らいでいる外国人投資家の信頼を一層損なう可能性があった。世界最大の経済大国である米国は、既に最上位格付けを失っている。格付け機関のムーディーズ・レーティングス（Moody's Ratings）は、米国の長期発行体格付けと無担保優先債格付けを、2025 年 5 月に最上位の「Aaa」から 1 段階引き下げ「Aa1」とした[12]。

３．報復税の影響が大きいと分析された日本

米国議会調査局（CRS）は、2025 年 6 月、商務省が 2024 年 9 月に公表した「米国における外国直接投資」[13]を基に、第 899 条の影響を大きく受ける可能性のある国を示した[14]。商務省の分析によると、2022 年時点の米国における外国直接投資（FDI）[15]残高は、上位 10 か国で全体の約 80%を占めている。最大の投資国は日本であり、カナダ、英国、ドイツが続く。これらの国は、いずれも UTPR の国内法の整備を完了している。

日本の経常収支は近年、日本の親会社と海外子会社等との間の配当金や利子等を由来とする第一次所得収支の黒字を背景に、経常黒字が拡大している。2024 年の地域別第一次所得収支では、対米収支が 12 兆 6,029 億円の黒字であり、全体の約 3 割を占めている。対米収支の黒字は近年、国際収支全体の伸びとともに増加傾向にあり、2014 年の対米収支 5 兆 7,602 億円の黒字と比較すると、2024 年の対米収支の黒字は 2 倍以上増加している[16]。

米国子会社から日本の親会社に支払われた利益配当金に対しては、日米租税条約では免税とされているが、第 899 条の適用対象となる場合、報復税率の上限 15%までの高税率が課されていた。

日本の製造業における海外生産比率と海外売上高比率は上昇傾向にあり、中長期的に海外生産・販売を拡大する傾向が続いている。海外事業展開に伴い進行しているのが、日本の製造業が有する高い技術力である知的財産権等の日本国外への移転である。知的財産権等使用料の地域別国際収支からその動向を確認すると、対米収支の黒字が拡大してきている。2014 年では 1,872 億円の黒字であった米国の収支が、2024 年には 1.3 兆円の黒字にまで拡大している。知的財産権等使用料の国際収支全体に占める割合も、2014 年では全体の 10.7%であった米国の収支が、2024 年には 39.5%を占めるまで拡大している[17]。

---

12 “US Loses Last Top Credit Rating with Downgrade from Moody’s,” *Bloomberg*, May 17, 2025.
13 Department of Commerce, “Foreign Direct Investment in the United States,” September 2024.
14 Congress.Gov, “Enforcement of Remedies Against Unfair Foreign Taxes in H.R. 1, the One Big Beautiful Bill Act,” June 27, 2025.
15 FDI は、実質的に支配権を有する投資であり、ECI、米国支店利益、米国子会社を含む。
16 財務省「地域別国際収支の推移」。
17 財務省「地域別国際収支の推移」。

日米租税条約では著作権、特許権、商標権および意匠、その他の使用料は原則免税となっているが、第899条の適用対象となる場合、報復税率の上限15%までの高税率が課されていた。知的財産権等使用料には、自動車メーカーが海外の生産拠点から生産台数に応じて受け取るロイヤリティが含まれており、自動車及び自動車部品に対する関税回避のために生産拠点を米国に移転する際には、第 899 条の適用に伴う報復税との関係が課題になったと推察される。

減税・歳出法案では、法案提出時点で、財源としての第899条の適用により、2025年度から2034年度にかけて約1,160億ドルの歳入増加が見込まれていた。第899条の撤回がなければ、最大の投資国である日本は大きな影響を受けていたと考えられる。

Ⅳ グローバル・ミニマム課税に関する今後の方向性

第 899 条は、UTPR の導入国を不公正であるとして報復税の対象とした。もっとも、第 899 条の適用が米国の金融資本市場に大きな影響を及ぼす可能性も指摘されていた中で、米国が報復税を導入してまで、他国による UTPR の適用を回避する必要性があったのかは疑問がある。

バイデン前政権下において OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みの参加国であった米国は、共和党の反対により、グローバル・ミニマム課税に関する国内法の法制化が困難であったことから、UTPR セーフハーバーを適用していた。グローバル・ミニマム課税は UTPR セーフハーバーを定めており、法人税率が 25.6%の米国は他国による UTPR の適用を受けない。

UTPR セーフハーバーは、親会社が所在する国及び地域が少なくとも 20%の税率を適用する法人税を有する場合、当該国及び地域の経過措置期間中の各会計年度の UTPR 税額をゼロとみなす。米国の法人税率は 25.6%のため、米国には経過措置期間中は UTPR が適用されない。経過措置期間は、2025 年 12 月 31 日以前に開始し、2026 年 12 月 31 日以前に終了する 12 か月以内の会計年度として暫定的に定められていることから、米国は、経過措置期間の延長、或いは経過措置期限を定めないなどの調整を図る必要があった。

第 899 条の報復税は、報復対象国が米国と締結している租税条約の観点からも、租税条約の無差別条項に違反する可能性がある。日米租税条約第 24 条の「無差別条項」には、相手国企業又は個人に対する課税上の無差別取扱いが定められている[18]。具体的には、相手国の個人や企業を自国民や自国企業と同等に取扱うことが定められている。第 899 条は、租税条約により定められた税率に上乗せして追加課税するため、無差別条項の適用が議論の対象になる可能性があったと考えられる。

2025 年 5 月に開催された G7 財務大臣・中央銀行総裁会議（G7）では、スコット・ベッセント米財務長官が報復税の撤回を表明し、グローバル・ミニマム課税に関する G7 声明

[18] 外務省「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」2004 年 3 月 30 日。

が発出された[19]。同声明によると、将来にわたり OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みの法域が得た重要な成果を維持し、米国親会社グループに対する UTPR 及び IIR の適用免除について協働するとしている。

短期間での G7 声明発出の実現は、協働内容が GloBE ルールの原則的な取扱いに反するものではないことによると考えられる。グローバル・ミニマム課税において IIR と UTPR は、GloBE ルールを構成し相互に連動して第 2 の柱の中核をなすことから、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みの参加国に対して、他の参加国による GloBE ルールの適用の容認を求めている。つまり、GloBE ルールは原則として、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みの参加国間での適用を前提としている。米国はトランプ大統領の就任直後に同枠組みから離脱したため、原則として GloBE ルールの適用を容認することが求められない。

以上を踏まえると、米国は、第 899 条を撤回する以前に、グローバル・ミニマム課税の観点からは、そもそも報復税を減税・歳出法案に盛り込む必要性はなかったのではないかと考えられる。なお、グローバル・ミニマム課税を構成する QDMTT については、米国親会社グループであっても、QDMTT 導入国に所在する当該グループの構成事業体は、国際最低税率が適用される。

米国内における税制改正は混迷を極める状況にあるが、イエレン前財務長官の外交努力は一定の成果を残すと見られる。グローバル・ミニマム課税は、多数国間条約[20]による発効ではなく、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みの各参加国における国内法による法制化に委ねられている。グローバル・ミニマム課税を構成する IIR、UTPR 、及び QDMTT については、既に多くの国及び地域においてそれぞれ個別に導入に向けた整備が進展しており、アメリカ・ファーストの影響に一定の歯止めをかけることになるのか注目される。

[19] 財務省「グローバル・ミニマム課税に関する G7 声明」2025 年 6 月 28 日。

[20] 多数国間条約は、二国間租税条約のように個別に適用されるものではなく、既存の各租税条約の存在を前提に包括的に改正する機能を有している。